

半田市政策調整会議設置要綱

(目的)

第1条 市政の最も重要かつ根幹となる事務事業の採択、実施及び推進に関し、当該事務事業を円滑に運営するため、半田市政策調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議の合意事項は、幹部会議に諮り決定する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政運営上、特に重要な事項に関すること。
- (2) 市長の公約に関すること。
- (3) その他市長が特に命じた事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、副市長を議長とし、企画部長及び総務部長で構成する。

(会議)

第4条 会議は必要に応じ、議長が招集する。

2 会議は、前条に定める構成員全員が出席して成立する。

3 会議に、事業の担当部長、担当課長を出席させるものとする。また、議長が必要と認めるときは、企画課長、人事課長、財政課長及びその他関係職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

(審議の範囲)

第5条 第1条の目的を達成するため、会議は次の事項について審議する。

- (1) 市民ニーズの把握
- (2) 社会経済状況
- (3) 費用対効果
- (4) 適正規模
- (5) 自然・環境との共生
- (6) その他事業の採択、実施及び推進に関する必要事項

(庶務)

第6条 会議の庶務は企画部企画課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。